

令和5年第6回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年6月5日（月）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、若尾 英夫、可児 博恭、 玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	奥村 久光
事務局	局長 渡辺勝彦、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第25号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第26号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第28号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第29号 農地利用最適化推進委員の候補者について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、5番、奥村久光委員から欠席届が提出されておりますので、 13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和5年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、9番奥村武司委員、10番伊藤卓委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号4番の案件は、日程第4、議案第27号、農地法第5条第1項の規定に よる農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番

号9番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転3件、賃借権の設定1件の合計5件です。

受付番号1番は、塩河の成年後見人の方と塩河の方との間における贈与による所有権移転です。

塩河地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

譲受人は、申請地を利用権設定により耕作していたため解約し、贈与による所有権移転で取得されます。

受付番号2番は、虹ヶ丘の方と塩河の方との間における贈与による所有権移転です。

塩河地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、谷迫間の方と谷迫間の方との間における売買による所有権移転です。

谷迫間地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

申請地に隣接する山林も取得し、果樹園（梅）として利用されるとのことです。

受付番号4番は、日程第4、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用申請に対する意見についての受付番号9番と関連しますので、併せて説明します。

多治見市の方と多治見市の法人との間における賃借権の設定での3条許可及び5条での一時転用許可を求めるものです。

久々利地内において、賃借人は申請地に支柱を立てて上部では太陽光発電設備を設置し、下部農地では榊の栽培により営農をすることです。太陽光パネルの下部部分を農地として利用することから3条で地上権の設定の許可を求め、太陽光パネルの支柱を建てることに対しては、5条で一時転用の許可を求めるものです。

詳細については、資料のとおりです。

立地基準は、農振農用地ですが、農振除外はせず、営農型太陽光発電設備に伴う一時的な支柱設置の利用であるとして、一時転用が認められるもので、3年毎に5条の一時転用の更新が必要で、今回は3年経過による初回の更新です。

受付番号5番は、美濃加茂市の方と平貝戸の方との間における贈与による所有権移転です。

平貝戸地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
可 児 委 員	<p>受付番号1番、2番、塩河お願いします。</p> <p>農業委員7番の可児から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号1番は、塩河丸山地内にある田です。譲受人は、利用権設定をして耕作されていましたが、今回贈与による所有権移転の話が成立したため、解約して所有権移転されま す。現在も耕作されており申請地を取得して営農の効率化を図ることができ、問題ないと思 います。</p> <p>受付番号2番は、塩河大畑地区の現状は田です。譲受人は、隣接農地を所有、耕作して おり申請地を取得して営農の効率化を図ることができ、問題ないと思います。</p>
議 長 飯 田 委 員	<p>受付番号3番、谷迫間お願いします。</p> <p>推進委員5番の飯田から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号3番は、谷迫間、鍊成館近くの農地です。譲受人の自宅に隣接する農地で、今 回、隣接する山林も取得され果樹園として梅を栽培される計画で、問題ないと思います。</p>
議 長 奥村(富)委員	<p>受付番号4番及び5条、受付番号9番、久々利お願いします。</p> <p>農業委員11番の奥村から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号4番と5条受付番号9番は同一場所に関連がありますので、一緒に説明しま す。申請地は、久々利駐在所より西へ300m位にある農振農用地内です。3年前に太陽光 発電設備を設置するため、3条と5条の一時転用で許可を得た農地の更新申請です。</p> <p>下部農地での榊の栽培が不調で何度も植え直しをしておられるのが現状です。草刈等、 管理はしておられますので、更新として許可することは、問題ないと思います。</p> <p>榊の成長が不十分であり、今後の管理・成長が不十分な場合は、3年後の更新は確約で きない事を条件として付してほしいです。</p>
議 長 栗 本 委 員	<p>受付番号5番、平貝戸お願いします。</p> <p>農業委員12番の栗本から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号5番は、平貝戸地内の農地2筆です。譲受人の自宅周辺の農地で、所有農地と 隣接するため、営農の効率化を図ることができ、問題ないと思います。</p>
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま せんか。
菱 川 委 員	受付番号4番と5条受付番号9番について、地元委員から榊の生育が不十分との報告が ありましたが、今後の指導等はどのようにしていくのですか。
事 務 局	当初の計画案では、榊の生育には時間がかかり、7年目から収穫、出荷となっております。 まだ、育成期間ではありますが、十分に育成していない状況であるため、状況を見な がら草刈や榊の植え替えを、指導していく予定です。
議 長 奥村(富)委員	<p>地元の奥村委員、よろしいでしょうか。</p> <p>草刈り等管理はされており大丈夫ですが、榊の育成が遅れており、今年も取水時期の今 頃は水路の水が水田に入り込む状況ですが、板を当てて対応等しているのです、今後の状況 をパトロールなどで確認していきます。</p>
議 長 委 員	<p>他に、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>【意見・質問なし】</p>

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議案第 25 号及び議案 27 号、受付番号 9 番について、それぞれ原案のとおり許可及び許
 可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】
 長 異議ないものと認め、議案第 25 号は原案のとおり許可することに、議案第 27 号受付番
 号 9 番については、許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 3、議案第 26 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可
 申請に対する意見についてを議題といたします。
 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 3、議案第 26 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について
 説明します。
 今月の申請は、2 件です。
 受付番号 1 番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、徳野南一丁目地内で、
 共同住宅 1 棟を建築するとのことです。
 立地基準判定は、第 3 種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことで
 す。
 受付番号 2 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一
 体利用して一般個人住宅の車庫及び進入路の敷地にするとのことです。
 立地基準判定は、第 3 種農地となります。
 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。
 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしです。
 本案件は、昭和 57 年 10 月ごろから、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出
 されています。
 相続により取得され、農地法 3 条の 3 第 1 項の規定による届出により、違反が判明した
 ため、是正指導を行い、申請された案件です。
 以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任
 をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。
 受付番号 1 番、徳野南お願いします。

中 村 委 員 農業委員 3 番の中村から現地確認の報告をします。
 受付番号 1 番は、徳野南地内の区画整理事業が実施され、宅地化している所にある農地
 で、共同住宅を建築する申請です。区画整理事業が実施された区域であり、問題ないと思
 います。

議 長 受付番号 2 番、土田お願いします。

小 林 委 員 農業委員 4 番の小林から現地確認の報告をします。
 受付番号 2 番は、土田の住宅が多い地区内にある農地で、相続により取得した土地が、

以前から住宅敷地として使用していたため、是正指導を行い、始末書を添付して申請された案件です。車庫、庭として使用されており現況のままの使用であり、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
議長 議案第 26 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】
議長 異議ないものと認め、議案第 26 号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 4、議案第 27 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号 1 番から 8 番及び 10 番、11 番を議題といたします。

なお、受付番号 12 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 4、議案第 27 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 8 件、使用貸借権の設定 1 件、賃借権の設定 2 件の合計 11 件です。

受付番号 1 番は、名古屋市北区の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

平成 24 年 3 月頃から駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 2 番は、川合の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合北一丁目地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック擁壁及び小堤を設置により防ぐとのことです。

受付番号 3 番は、下恵土の方と下恵土の方が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して建設業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、境界より控えて土羽を施工するとのことです。

受付番号4番は、鳩吹台の方外4名と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して5区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法による申請が提出済みです。

受付番号5番は、土田の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、土田の方と土田の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号7番は、東帷子の方と御高町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号8番は、坂戸の方外2名と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、隣接地を一体利用して電気工事業事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法による申請が提出済みです。

令和5年2月27日に農振除外されています。

受付番号9番は、先ほど審議済みです。

受付番号10番は、広見の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号11番は、愛媛県四国中央市の方外2名と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見七丁目地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

熊 澤 委 員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、福祉センター西にある農地で、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。

なお、平成24年3月頃から駐車場として使用していたため始末書が提出されています。

議 長

受付番号2番、川合北をお願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、川合土地区画整理事業内の農地で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する申請です。区画整理事業内であり、隣接農地は使用貸人の農地であり、問題ないと思います。

議 長

受付番号3番、4番、下恵土をお願いします。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号3番、4番の案件について報告します。

受付番号3番は、下恵土地内南消防署北東の農地で、隣接の資材置場を拡張して整備する申請で、転用されても、問題ないと思います。

法面処理を土羽で行われますので、勾配等、隣接地への配慮をお願いしたいです。

受付番号4番は、下恵土地内の大型スーパーの西の農地で、5区画に宅地分譲する申請です。開発協議が必要な案件で、周囲にコンクリートブロックを設置され、西側土地改良水路は、土地改良区の指示により対応されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号5番、6番、土田をお願いします。

佐 橋 委 員

推進委員2番の佐橋が受付番号5番、6番の案件について報告します。

受付番号5番は、萱場工業北工場西の農地で、隣接宅地と一体利用して3区画に宅地分譲する申請です。一体利用地は建物を解体して更地となっています。上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水です。周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。

受付番号6番は、土田渡地内にある農地で、譲渡人が順番に宅地として譲渡している最後の区画です。上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水です。周囲は宅地化しており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
勝 野 委 員

受付番号7番、東帷子お願いします。

推進委員3番の勝野が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、帷子大橋近くの区画整理地内の農地を1区画に宅地分譲する申請です。区画整理事業により上下水道とも整備されており、雨水は自然浸透で処理する計画となっています。周囲に農地は無く転用されても、問題ないと思います。

議 長
若 尾 委 員

受付番号8番、坂戸お願いします。

農業委員6番の若尾が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、坂戸の農振農用地内の農地で、令和5年2月に農振除外された場所です。譲受人の電気工事事業者が事務所を建築されるとのことで、面積が大きいのので開発協議が必要な案件で、関係部署と協議が進められており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
樋 口 委 員

受付番号10番、11番、広見お願いします。

農業委員13番の樋口が受付番号10番、11番の案件について報告します。

受付番号10番は、中部中学校南にある農地を一般個人住宅にする転用申請です。面積が大きいです。前面道路から旗竿式の土地のため進入路が長いからです。周囲はコンクリートブロックを設置されますし、雨水は既設の排水路への排水で、転用されても、問題ないと思います。

受付番号11番は、山岸伊川区画整理地内の農地を一般個人住宅にする転用申請です。

区画整備事業により上下水道、道路側溝等整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

大 澤 委 員

受付番号5番の案件の申請地は、農地のままですか。

佐 橋 委 員

申請地は農地です。一体利用地が宅地で、建物が解体され、更地となっています。

議 長

他に何かご意見、ご質問はございませんか。

樋 口 委 員

受付番号7番の案件について、雨水排水が自然浸透となっていますが、区画整理地内であり、宅地分譲で現状を変えないが、集水桝で自然浸透として雨水を処理できないか。

事 務 局

宅地分譲なので、自然浸透となっていますが、建物を建築する場合は、再度調査して雨水排水先等を検討されると思います。

議 長

他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員

【意見・質疑なし】

議 長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 27 号、受付番号 1 番から 8 番及び 10 番、11 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員
議長

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第 27 号、受付番号 1 番から 8 番及び 10 番、11 番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長

続きまして、日程第 5、議案第 28 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 5、議案第 28 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について説明します。今月の申請は、1 件です。

受付番号 1 番は、愛知県小牧市の方が所有する大森地内の畑です。

該当農地は、昭和 34 年頃に車庫を建築し、現在に至るとのことです。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

受付番号 1 番、大森お願いします。

伊藤委員

農業委員 10 番の伊藤が、受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、昭和 34 年頃から車庫が建築されており、非農地として問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

【意見・質疑なし】

議長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 28 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

【異議なしの声多数】

議長

異議ないものと認め、議案第 28 号は原案のとおり承認することに決しました。

議長

続きまして、日程第 6、議案第 29 号、農地利用最適化推進委員の候補者についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 6、議案第 29 号、農地利用最適化推進委員の候補者について説明します。

別葉をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の公募状況については、先月開催の第 5 回農業委員会総会で報告しましたとおり、定員数と同数の 9 名の推薦がありました。

推薦された各候補者につきましては、可児市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則に定める、区域ごとの定員以内となっています。

候補者の詳細は、添付資料 1 のとおりです。

各候補者とも、地元の農事改良組合や自治会等の推薦を受けており、それぞれ農業に対し熱心に取り組んでいらっしゃる人物で、地域の信頼も厚い方々であり、農地利用最適化推進委員に適任であると考え、候補者として存じます。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 長 【意見・質疑なし】
ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議案第 29 号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

委 員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 29 号は原案のとおり同意することに決しました。
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きますので、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 5 月指導分について報告します。
別添資料 1 をご覧ください。(件数 5 件)
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 5 月届出分です。
届出はありませんでした。
3. 農業用施設の届出書の 5 月届出分です。
届出はありませんでした。
4. 5 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。
2 件の届出がありました。
田 2 筆 898.00 m² 畑 7 筆 4,594.00 m² 合計 9 筆 5,492.00 m²
5. 次期農業委員会委員の任命について
別添資料により説明
6. 令和 4 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
別添資料により説明
7. 今後の日程について説明します。
次回の現地確認は 6 月 28 日の水曜日を予定しています。
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。
また、令和 5 年第 7 回農業委員会総会は、令和 5 年 7 月 4 日火曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

議 長 これをもちまして、令和 5 年第 6 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。

